

# **全国司法書士女性会FAX通信241号**

## **(2011年3月号号外)**

発行責任者 会長 大城節子  
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7  
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内  
Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460  
e-mail joseikai@aoitakigawa.com  
<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

## **税制関連つなぎ法案、年度内成立方針 (情報訂正)**

昨日のFAX通信で、税制関連法案が本日にも可決成立の見込みであることをお伝えしましたが、その後、与野党（民主・自民・公明）の合意で、今月末で期限を迎える租税特別措置を延長する「つなぎ法案」について、自民・公明両党が18日にも議員立法で提出し、年度内に成立させる方向での調整がまとまりました。

昨日もお伝えしましたように、つなぎ法案の対象は中小企業の法人税率の特例措置、住宅購入時の登録免許税の軽減措置、海外旅行者が国内に持ち込む酒類・たばこへの非課税など約100項目となる見込みです。野党の反対で税制改正法案成立の目処がたたない中、4月以降の実質的な増税を回避する租税特別のつなぎ法案は当初、民主党が提出する方針だったようです。しかしながら、政府提出の税制改正法案を衆院でたなざらしにしたまま、与党の民主党がつなぎ法案を提出するのは理屈に合わないとして、急遽、自民党が野党側からの提出を申し出たといいういきさつがあるようです。

東日本巨大地震の影響で中断していた2011年度予算案の参院での審議も22日から再開し、月内に成立する見通です。

以上、情報を訂正させていただきます。なお、姫井由美子参議院議員（当会会員）から、日本土地家屋調査士会連合会が民主党に提出した要望書をいただきましたので、参考までに添付しておきます。

平成 23 年 3 月 17 日

民主党 法務部会 御中

日本土地家屋調査士会連合会  
会長 松 岡 直 武

東北地方太平洋沖地震の復旧・復興における緊急措置について（要望）

1 今次の東北地方太平洋沖地震に於いては、マグニチュード 9.0 という巨大な地震であり、広範囲且つ、大規模な地殻変動により土地の水平・垂直移動があったことは容易に想定できるところであります。加えて今次の災害に於いては、大津波による家屋や構築物の流失により広範囲にわたって土地の境界が不明もしくは移動しているものと思われます。

また震災による家屋の全半壊・全半焼、大津波による家屋の流失・損壊はおびただしい数に上るものと思われます。

これらに關して日本土地家屋調査士会連合会では全国 50 の単位会、17600 余名の土地家屋調査士が一丸となって国や自治体が行う諸施策、民間人が行う家や街の復興を支援するため協力する所存であります。

そこで、以下に掲げる事項を含め、法務省・法務局、その他の関係省庁等と連携の上、全国の土地家屋調査士・土地家屋調査士会が、その分野の専門資格者及びその団体としてその一端を担うこととなることから以下の要望を致します。

2 道路・河川・公共用地等のインフラの復旧・整備、官公署や民間人等の建物等の復旧や再建等に於いては、まず最初に土地の境界の画定が必要になるところ、地殻変動等を原因とする各筆の土地境界の移動・不明の状況を現地に於いて調査し、既存の登記所備え付け地図や測量図等と照査の上適切な措置をとることが急務となります。

このために必要な調査やその後の境界の復元・復旧・画定、地図の再調製に必要な予算措置及びその実施の円滑さを確保するため必要な措置をお願い致します。

3 被災地に於いては危険物の除去等が最優先されることは当然であります、家屋や構築物の除却作業に当たっては、できる限り土地の境界標識や境界付近の地物の保存が図られるよう何らかの措置をお願い致します。